⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「防大外⑵理工学館Ａ棟新設等建築追加工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H27）低層住宅（18工区）新設建築工事外３件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる４件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成27年８月７日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名

①　岩国飛行場（H27）低層住宅（18工区）新設建築工事

②　岩国飛行場（H27）低層住宅（22工区）新設建築工事

③　岩国飛行場（H27）低層住宅（15工区）新設建築工事

④　岩国飛行場（H27）低層住宅（21工区）新設建築工事

2　工事場所　①～④山口県岩国市（米軍岩国基地内）

3　工事概要

①・低層住宅（４戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約580㎡×１棟
・低層住宅（６戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約870㎡×７棟
・低層住宅（８戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約1,200㎡×１棟
・バス停　約10㎡×１棟
・キュービクル置場　２棟
※プレキャストコンクリートメーカーを選定した後、計画通知提出に必要な図面作成業務を含む。

②・低層住宅（４戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約580㎡×１棟
・低層住宅（５戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約720㎡×２棟
・低層住宅（６戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約870㎡×３棟
・低層住宅（８戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約1,200㎡×２棟
・キュービクル置場　１棟
・地質調査業務　一式
※プレキャストコンクリートメーカーを選定した後、計画通知提出に必要な図面作成業務を含む。

③・低層住宅（５戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約720㎡×２棟
・低層住宅（６戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約870㎡×４棟
・キュービクル置場　２棟
・地質調査業務　一式
※プレキャストコンクリートメーカーを選定した後、計画通知提出に必要な図面作成業務を含む。

④・低層住宅（２戸連）新設　プレキャスト・コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て　延べ面積　約290㎡×10棟
※プレキャストコンクリートメーカーを選定した後、計画通知提出に必要な図面作成業務を含む。

4　工期　①～④平成29年５月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成27年８月７日から同年11月10日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成27年８月７日から同年９月３日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年８月７日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成27年９月３日正午以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。